

市の要件

市は、地方自治法に定めるいくつかの要件を満たさなければならない。人口5万以上、全戸数の60%以上が中心市街地にあること、商工業など都市的業務に従事する者と同一世帯の者が全人口の60%以上いること、そのほか都市的施設や都市的要件を備えていることなどである。1947年に地方自治法が施行された当初は人口3万以上であったが、54年に人口5万以上に改められた。その後も期限付きで3万以上、4万以上とする特例が設けられ、市制施行後に人口が当初の基準を下回っても差し支えないものとされた。

2020年3月31日現在の市の数

792市

(東京23区は含まない)

2019年4月1日から2020年3月31日までの動きとして、2019年5月1日に兵庫県篠山市が「丹波篠山市」に名称変更した。

2020年3月31日現在の政令指定都市は札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の20市である。